

特定地域づくり事業協同組合の 仕組みの活用について

令和3年12月10日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

農村型地域運営組織（農村RMO）と特定地域づくり事業協同組合の連携

- 地域内外の若者等を雇用した特定地域づくり事業協同組合と連携して、同組合から農村型地域運営組織（農村RMO）に人材を派遣することにより、農村地域が必要とする活動を実施していくことで、農村の振興につながることを期待。

農林水産省の支援

- 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成支援

（農林地保全事業
地域資源活用事業
生活支援事業）



- 農山漁村発イノベーションへの支援（交付金の交付、人材マッチングなど）



農村型地域運営組織（農村RMO）

- ・ 地域コミュニティの維持に資する取組を実施

農用地保全



農地周辺・林地の草刈り作業

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援



農業者

林業者

漁業者

食品加工業者

飲食・宿泊業者

（組合員）
地域内の事業者

利用料金

人材派遣（※）

利用料金

人材派遣（※）

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材（雇用）

※法人格を有する組織に限る

地域内外の若者等



特定地域づくり事業協同組合を活用した農村の多様な担い手の拡大

＜特定地域づくり事業協同組合を受け皿として地域内外の若者等を農業・農村に呼び込み＞

- 特定地域づくり事業協同組合によって、地域産業の担い手不足の解消のみならず、地域内外の若者等が、同組合の派遣職員として雇用されることをきっかけに、農村マルチワーカーや派遣先事業者の正社員、農山漁村発イノベーションの起業者など、農業農村の多様な担い手として定住することを期待。

